

◎岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 ILC推進局を設置し、その分掌事務を定めることとした。（第1条、第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和元年8月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録手数料等を廃止するとともに、併せて所要の整備をすることとした。（第2条、別表第7関係）
- 2 総務事務に関する次の手数料の額を増額することとした。（別表第1関係）
 - (1) 危険物取扱者試験手数料
 - (2) 丙種火薬類製造保安責任者試験等手数料
 - (3) 製造保安責任者試験手数料
 - (4) 販売主任者試験手数料
 - (5) 電気工事士免状交付手数料
 - (6) 電気工事士免状再交付手数料
 - (7) 電気工事士免状書換え手数料
 - (8) 液化石油ガス設備士試験手数料
- 3 環境生活事務に関し、業務管理者試験手数料の額を増額することとした。（別表第3関係）
- 4 保健福祉事務に関し、毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料の額を増額することとした。（別表第4関係）
- 5 商工労働観光事務に関し、技能検定手数料の額を増額することとした。（別表第5関係）
- 6 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第7関係）
- 7 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2から5までは、令和元年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 岩手県県税条例の一部改正

- (1) 県民税関係

令和3年度分以後の各年度分の個人の県民税の均等割及び所得割について、非課税の対象に、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を加えることとした。（第27条の3関係）

- (2) 事業税関係

法人の事業税の所得割及び収入割の税率を引き下げることとした。（第45条、附則第20条の2の5関係）

- (3) 自動車税関係

ア 環境性能割

(ア) 環境性能割の税率の適用区分を改めることとした。（第103条関係）

(イ) 条例で定める環境性能割を非課税とする路線を、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線とすることとした。（附則第24条の8の2関係）

(ウ) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの期間に取得された自家用の乗用車に対して課する環境性能割の税率の特例措置を講ずることとした。（附則第24条の9関係）

(エ) 一定の期間までに初回新規登録を受けるバリアフリー性能に優れ、又は先進安全技術を搭載した自動車に対して課する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第24条の10関係）

(オ) 東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する環境性能割の納税義務を免除することとした。（附則第24条の11関係）

イ 種別割

- (ア) 身体障害者等に対する課税免除について、令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の自動車に対して課する種別割の免除上限額を43,500円とすることとした。(第107条の18関係)
- (イ) 初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対して課する種別割の税率の特例措置の対象となる範囲を改め、並びに平成30年度、平成31年度及び令和2年度に初回新規登録を受けた環境負荷の少ない自動車に対して課する当該登録の翌年度に係る種別割の税率の特例措置を講ずることとした。(附則第25条関係)
- (ウ) 令和3年度及び令和4年度に初回新規登録を受けた環境負荷の少ない自動車に対して課する当該登録の翌年度に係る種別割の税率の特例措置を講ずることとした。(附則第25条関係)
- (エ) 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等に対して課する種別割の税率の特例を講ずることとした。(附則第25条の2関係)
- (オ) 身体障害者等に対する課税免除について、令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車に対して課する種別割の免除上限額を45,000円とすることとした。(附則第25条の3関係)
- (カ) 東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する種別割の納税義務を免除する特例措置を講ずることとした。(附則第25条の4関係)
- (キ) 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車等に対して課する種別割の税率を引き下げることとした。(別表関係)

(4) その他

- ア 地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第32条の4の2、第32条の4の3、第64条の6、第107条の6、第107条の7、附則第18条の5、第23条の3関係)
- イ その他所要の整備をすることとした。(第90条関係)

2 岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第107条、第107条の12、附則第25条関係)

3 岩手県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第39条、第47条、第53条の5、附則第20条の2の8関係)

4 施行期日等

- (1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日から施行することとした。(附則第1条関係)

ア 1(4)イ、2及び3 公布の日

イ 1(2)、(3)(イ(ウ)を除く。)及び(4)ア(第107条の6、第107条の7及び附則第23条の3関係に限る。) 令和元年10月1日

ウ 1(4)ア(第32条の4の2、第32条の4の3及び附則第18条の5関係に限る。) 令和2年1月1日

エ 1(1) 令和3年1月1日

オ 1(3)イ(ウ) 令和3年4月1日

カ 1(4)ア(第64条の6関係に限る。) 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～第5条関係)

◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 過疎地域内において県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設又は増設の期限を令和3年3月31日(現行平成31年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)
- 2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第5号)

1 地域経済牽引事業の促進区域内において県税の課税免除の適用対象となる地域経済牽引事業のための施設の設置に係る基本計画の同意の期限を令和3年3月31日(現行平成31年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)

1 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第2条、第3条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)

1 選挙公報の掲載文の提出方法の見直しに伴い、所要の整備をすることとした。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和6年3月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 専門課程の訓練基準を改めることとした。(第6条関係)

2 専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員の要件を改めることとした。(第11条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 県営住宅に県営南青山アパートを加えることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。(附則関係)

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 敷地と道路との関係についての制限の対象となる特殊建築物の範囲を、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものから200平方メートルを超えるものに改めることとした。(第4条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎建築士法施行条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 次に掲げる手数料の額を増額することとした。(第8条関係)

(1) 二級建築士又は木造建築士の登録手数料

(2) 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料

2 指定登録機関等に関する規定について所要の改正をすることとした。(第3条、第5条、第6条関係)

3 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務に関する次の手数料の額を増額することとした。(別表第1関係)

(1) 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料

(2) 特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料

(3) 特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料

2 銃砲刀剣類所持等取締法関係事務に関する次の手数料の額を増額することとした。(別表第6関係)

(1) 猟銃等講習手数料

(2) 技能講習手数料

(3) 年少射撃資格講習手数料

3 警備業法関係事務に関し、機械警備業務管理者講習手数料の額を増額することとした。(別表第9関係)

4 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。(附則関係)